

第6回 臓器提供に係る意思表示・小児からの臓器提供等に関する作業班

議事次第

日時:平成22年3月11日(木)

15:00~17:00

場所:中央合同庁舎第7号館14階

1415 会議室

1. 開会

2. 議事

(1) 施行に向けた検討課題について

(2) その他

3. 閉会

<配布資料>

資料1 改正臓器移植法附則第5項に伴う検討課題について

資料2 脳死判定・臓器摘出の要件の変更に伴う検討課題について

資料3 臓器提供意思表示カードの様式変更と現行カードの解釈について

<配布資料>

参考資料1 臓器移植法に基づく虐待を受けた児童への対応について

参考資料2 検討課題に関する国会及び審議会での議論の状況について

(第5回臓器提供に係る意思表示・小児からの臓器提供に関する作業班(H22.2.18)
提出資料)

参考資料3 検討課題に関する国会審議の状況について

(第5回臓器提供に係る意思表示・小児からの臓器提供に関する作業班(H22.2.18)
提出資料)

参考資料4 臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱いについて

(平成16年12月24日付け健臓発第1224001号)

改正臓器移植法附則第 5 項に伴う検討課題

○臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律

附 則

- 5 政府は、虐待を受けた児童が死亡した場合に当該児童から臓器（臓器の移植に関する法律第五条に規定する臓器をいう。）が提供されることのないよう、移植医療に係る業務に従事する者がその業務に係る児童について虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、及びその疑いがある場合に適切に対応するための方策に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【附則第 5 項に係る検討体制】

移植医療に係る業務に従事する者が、虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認する方策については、現在、厚生労働科学研究において検討を進めているところ。

脳死判定・臓器摘出を行わない「虐待を受けた児童」の範囲や、当該児童の臓器提供に関する意思の取扱いについては、附則第 5 項の趣旨を踏まえ、本作業班において検討を進める。

(検討課題 1)

改正法附則第5項に規定する「虐待を受けた児童が死亡した場合」及び「(虐待が行われた) 疑いがある場合」の解釈について

【検討の視点】

改正法附則第5項の規定及び国会審議を踏まえると、以下の取扱いとすることであるか。

① 虐待を受けた児童が死亡した場合とは、脳死又は心停止となった原因が虐待でないことが明白な場合まで含むものではないが、直接の原因が虐待である場合に限らず、児童の死亡について、虐待が関与している場合との解釈であるか。

② 附則第5項は、移植医療に係る児童への対応について規定しており、虐待一般への対応について規定したものではないため、「(虐待が行われた) 疑いがある場合」とは、移植の段階で同項の目的に照らして確認を行うというような考え方も取り得る。

一方、医療機関における虐待対応の実情に鑑みれば、診療の初期段階から対応を行っていることから、運用としては、地域との連携により進められる虐待診療を通じて、虐待が疑われる場合に移植の対象外とするとの解釈であるか。

※ この場合、児童の死亡について虐待が関与していることが明白でない場合でも、治療の過程で虐待が疑われた場合には、移植の対象外とすることとなる。

また、治療の過程で、当初、児童に対する虐待が疑われた場合であっても、当該児童が脳死又は心停止に至るまでの間に、当該児童の死亡について虐待が関与していないことが明白となり、疑いが無くなった場合には、御家族に臓器提供についての説明等を行うことができる。

(検討課題2)

虐待を受けた児童の臓器を提供する意思の取扱いについて

【検討の視点】

- ① 改正法附則第5項に規定する「児童」は18歳未満の者をいうとの解釈でよいか。
- ② この場合、15歳以上18歳未満の児童で、虐待により死亡した者が臓器を提供する意思を表示していることが考えられるが、附則第5項の趣旨に鑑み、臓器を提供しないという取扱いで良いか。

【参考】

○児童虐待防止法（平成12年法律第82号）（抄）

（児童虐待の定義）

第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

一～四 （略）

○児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抄）

第四条 この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

- 一 乳児 満一歳に満たない者
- 二 幼児 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
- 三 少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者

平成21年7月7日参議院厚生労働委員会議事録（抄）

○南野知恵子議員

小児の臓器移植の拡大に関しては、虐待児が臓器を摘出される懸念が様々なところから表明されております。虐待児童、虐待児がドナーとならないようなシステム、これを確立する必要があると考えます。

この点、A案では虐待児かどうかの確認と適切な対応のための方策について検討規定が設けられておりますけれども、提出者としてこの検討をどう行うべきと考えておられますか。今一年後ということがございましたが、被虐待児からの臓器提出を防止するための検討は一年後と言わず早期に開始する必要があると考えますが、御所見を伺います。

○衆議院議員（山内康一議員）

児童虐待を行った者は、被害者である児童の利益を考慮した上で意思表示をするという立場にはなく、また臓器の摘出が虐待を隠滅することに使われてはならないことは言うまでもありません。虐待を受けて死に至った児童から臓器が摘出されないようにするのは当然のことと考えております。具体的な検討に当たっては、児童虐待の現状を十分に踏まえた上で、医療現場に従事する者、児童虐待の専門家などの意見を参考にして、早急に被虐待児からの臓器摘出を防止するための方策を考える必要があると考えております。

そういった意味で、このための検討については改正法の公布後から一年後と言わずに早急に開始すべきとの御意見ですけれども、その点に関しては全くそのとおりだと思っております。早急な検討が必要だということは考えております。

脳死判定・臓器摘出の要件の変更に伴う検討課題

(検討課題 1)

本人（15歳以上の者）の臓器提供の意思が不明の場合（臓器を提供する意思や提供しない意思が明らかでない場合）に、脳死判定・臓器摘出を行うことを書面により承諾する遺族（家族）の範囲について

(検討課題 2)

小児（15歳未満の者）の場合に、脳死判定・臓器摘出を行うことを書面により承諾する遺族（家族）の範囲について

(検討課題 3)

小児（15歳未満の者）の臓器を提供しない意思の表示について

(検討課題 4)

知的障害者等の意思表示の取扱いについて

(検討課題 5)

臓器を提供しない意思を表示していなかったことを確認する手段及び手順について

(検討課題2)

小児（15歳未満の者）の場合に、脳死判定・臓器摘出を行うことを書面により承諾する遺族（家族）の範囲について

【検討の視点】

- 現行制度の下での心停止後に行われる角膜及び腎臓の移植における「遺族の範囲」を踏まえ、どのように考えるか。
- コーディネーターが遺族の意向を確認する際に、小児の特性を踏まえ注意する点について、ガイドライン上どのように規定するか。

【前回作業班での主な御意見】

- 小児とその両親の関係は重視する必要があること。
- 臓器提供についての承諾を行うに当たって、それぞれの夫婦間の関係等に配慮する必要があること。
- 小児医療においても、治療方針の決定に当たって家族に確認する場合、集団で行うのと個別行うのとでは、答え方が異なっていることがあること。
- 親権者という点に重きを置くと、現実にそぐわない場合があること。
- ガイドラインで定める遺族の範囲からすると、全ての遺族から個別に承諾を得る運用は現実的ではなく、家族構成等に応じた現場の対応に委ねるべき。

【検討の方向性（案）】

- 小児（15歳未満の者）の場合に、脳死判定・臓器摘出を行うことを書面により承諾する遺族（家族）については、
 - ・ 「遺族の範囲」は成人と同じとすること。
 - ・ ただし、死亡した者が未成年者であった場合には、特に父母それぞれの意向を慎重に把握すること。とすることで良いか。

(検討課題3)

小児（15歳未満の者）の臓器を提供しない意思の表示について

【検討の視点】

- 改正法に係る国会審議の過程において、提案者から、15才未満であっても拒否の意思表示については有効なものとして取り扱うとの答弁があったことを踏まえ、どのように考えるか。
- 民法上、意思能力が備わっていない子どもの意思表示は無効とされるが、このことを踏まえ、どのように考えるか。

【前回作業班での主な御意見】

- 臓器を提供しない意思が有効に表示されていれば、絶対に摘出しないということが原則であるが、そのような意思能力について、一律に年齢で区切ることは困難であること。
- 年少の児童が表示していた場合には、臓器提供について一応の理解をした上で表示されたものであるかどうか確認すべきであること。
- 児童の臓器提供についての理解を現場で確認することは困難であること。

【検討の方向性（案）】

- 小児（15歳未満の者）の臓器を提供しない意思については、
 - ・ 臓器を提供する意思がないこと又は法に基づく脳死判定に従う意思がないことの表示については、年齢に関わらず有効なものとして取り扱うこととすることで良いか。

(検討課題4)

知的障害者等の意思表示の取扱いについて

【検討の視点】

- 改正法に係る国会審議の過程において、提案者から、知的障害者等については拒否の思いを持っていた可能性が否定できないため、現行のガイドライン上の取扱いは今後も維持すべきとの答弁があったことを踏まえ、どのように考えるか。

- 今後の「知的障害者等の意思表示」の取扱いについては、拒否の思いは有効と考えるか、又は、拒否の思いも含めて今後さらに検討すべきものとするか。

【前回作業班での主な御意見】

- 国会審議の過程で、現行のガイドラインは維持すると明確に答弁されていることは尊重する必要があること。

- 知的障害者等についての現行のガイドラインを維持することは、成年後見人の役割と親権者の役割の違いという観点の一つの理由となり得るが、知的障害児についての問題は残ること。

- 国会では臓器提供に係る拒否の意思を問題にしていることからすれば、脳死判定を見合わせるとともに、臓器摘出についても同様の取扱いとなること。

臓器提供意思表示カードの様式変更と現行カードの解釈について

1. 経緯

法改正により、本人意思が不明の場合でも家族の承諾により脳死判定や臓器提供を行うことや、臓器提供の意思に併せて親族への優先提供の意思を表示することが可能となった。

これらを踏まえ、カードの様式について、臓器移植委員会及び普及啓発に関する作業班で議論を行い、以下のような御意見をいただいたことを踏まえ、事務局においてカード様式の見直し案を作成した。

- ・ 親族優先の意思表示は、能動的に行う方法をとるべきであること
- ・ カードの様式は、(ア)法律の趣旨を踏まえたものにする、(イ)記載不備を防ぐようなものにする、(ウ)記載しやすいシンプルなものとする こと
- ・ 移植医療に関する情報を記載したパンフレットとともにカードを配布することを原則とすること

2. 見直しの考え方 (別紙・新しい意思表示カードイメージ参照)

- ① 親族優先提供の意思表示は、単に○×を付けるのではなく、能動的に記載していただく方式とする。

〈親族優先提供の意思〉

(現 行) カードの余白に自筆で記載する

(見直し) 「特記欄」を設け、自筆で記載できるようにする。

- ② 記載不備が生じにくいよう、できるだけ分かりやすい、シンプルな様式とする。

〈臓器の指定〉

(現 行) 提供したい臓器を○で囲む(提供したくない臓器に×を付ける)

(見直し) 提供したくない臓器に×をつけることとする。

これにより、○を付けた臓器、×を付けた臓器、何も付いていない臓器の3種類の記載が生じることによる混乱を防ぐことが可能となる。

〈組織の提供意思〉

(現 行) 「その他」欄に自筆で記載

(見直し) 「特記欄」に記載できるようにする。

これにより、臓器提供の意思をまず表示した上で、親族優先提供の意思及び組織の提供意思は「特記欄」に表示、と明確に整理可能となる。

- ③ 臓器提供の意思表示方法について、見直しを行う。

〈脳死後及び心停止後の臓器提供意思〉

(現 行) 「脳死後」の提供、心停止後の提供に関する意思表示がそれぞれ独立。

(見直し) 「脳死後」の部分を、「脳死後及び心停止後のいずれでも」と修正する。

この修正は、法改正後に現行カードを用いて意思表示を行った場合に、2（心停止後）のみに〇があったときの脳死下臓器移植について、本人意思を“拒否”とするのか“不明”とするのかによって大きく取扱いが異なってくる（詳しくは3. ①を参照）ことを踏まえたもの。

④ その他のカード様式見直し

〈家族署名欄の取扱い〉

臓器移植法が求める書面の有効性の要件ではないが、カードの存在及び本人の意思を家族に知ってもらえることから、カードに関しては、残すこととする。

〈問い合わせ先の記載〉

問い合わせ先の電話番号等をカード表面に記載することにより、記載に疑義が生じた場合の情報へのアクセスを容易にする。

⑤ パンフレットとカードを一体として配布することを原則とする。

- ・パンフレットには臓器移植に関する情報、意思表示に関する情報を記載する。
- ・パンフレットと一体として配布することで、カードの様式はシンプルにする。

3. 新旧カード様式に関する解釈上の整理

① 法改正後（7月17日以降）の現行カードの解釈について（別紙・現行意思表示カードの解釈について参照）

・ 1（脳死後）のみに〇がついていた場合

現行は、脳死下での臓器提供を希望していることから、心停止後についても附則第4条の“臓器提供を拒否する意思がない”と解し、家族の承諾があった場合に臓器提供を行う取扱いとしているが、改正後もその取扱いでよいか。

・ 2（心停止後）のみに〇がついていた場合

現行は、脳死後の提供意思は“意思表示なし”と解し、脳死下臓器提供は行っていないが、改正後は、これを“不明”か“拒否”か解釈する必要が生じる。

改正後は、本人の意思表示脳死後の臓器提供が選択可能な状況下で、心停止後の臓器提供のみに〇をつけていることから、脳死判定を受けること、またその結果に従うことを“拒否していた”と解することでよいか。

② 法改正後（7月17日以降）の現行カードの不備記載の解釈について

現行カードにおける不備記載の解釈については、平成16年に臓器提供意思表示カードに関する作業班の報告を踏まえ、通知が発出されている。（参考資料4参照）

この通知の別添3「新しい取扱いについて」に挙げられている事例については、法改正後も作業班報告と同様の取扱いとしてよいか。

新しい意思表示カードのイメージ

○ 様式変更のポイント

- ・ 改正法の趣旨を踏まえ、臓器提供の意思表示(カードの1. と2.)を見直し。
- ・ 特記欄を設け、親族優先提供の意思や組織(皮膚、心臓弁、血管、骨など)提供の意思を記入できるようにする。
- ・ 臓器移植に関する情報に容易にアクセスできるようにするため、カードをパンフレットとあわせて配布することとともに、カード本体には問い合わせ先を記載。

※ 1. 2. 3. いずれかの番号を○で囲んでください。
 (×をつけた臓器は提供しません)

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、
 移植の為に臓器を提供します。
 【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】

2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を
 提供します。 【腎臓・膵臓・眼球】

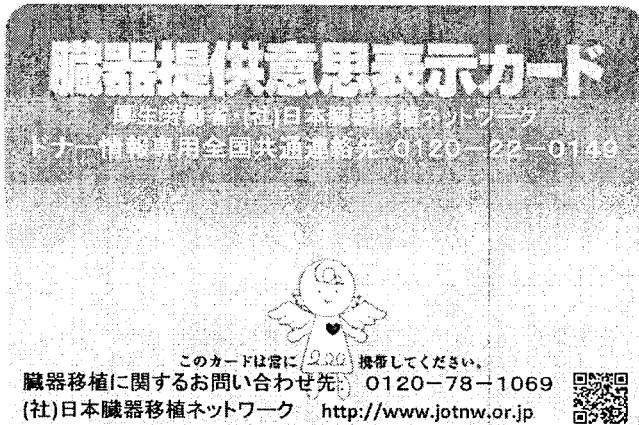
3. 私は臓器を提供しません。

[特記欄: _____]

署名年月日: _____ 年 _____ 月 _____ 日

本人署名(自筆): _____

家族署名(自筆): _____



(参考)現行意思表示カード

《該当する1. 2. 3. の番号を○で囲んだ上で
 提供したい臓器を○で囲んで下さい》

1. 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器
 を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球・その他(_____)

2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供
 します。 (×をつけた臓器は提供しません)
 腎臓・膵臓・眼球・その他(_____)

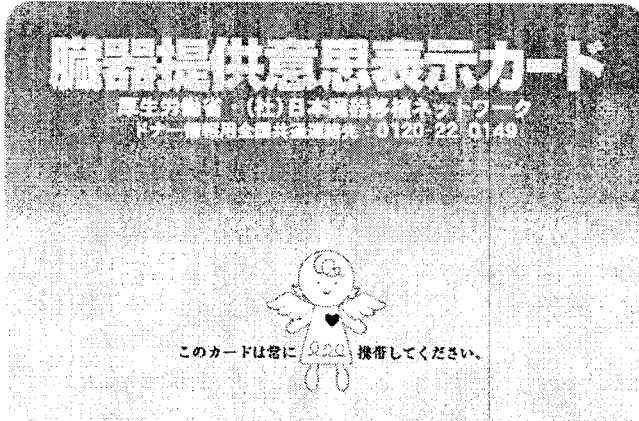
3. 私は臓器を提供しません。

署名年月日: _____ 年 _____ 月 _____ 日

本人署名(自筆): _____

家族署名(自筆): _____

(可能であれば、この意思表示カードを持っていることを知っている家族が、そのことの確認のために署名して下さい。)



現行意思表示カードの解釈について


① 番号1のみに○がついていた(番号2には○がない)場合

《該当する1. 2. 3. の番号を○で囲んだ上で提供したい臓器を○で囲んで下さい》

① 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球・その他()

2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
腎臓・膵臓・眼球・その他()

3. 私は臓器を提供しません。

署名年月日: 平成 16 年 1 月 1 日 

本人署名(自筆): 移植 太郎

家族署名(自筆): _____

(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認のために署名して下さい。)

【現行の取扱い】

脳死下での臓器提供を希望していることから、心停止後についても附則第4条の“臓器提供を拒否する意思がない”と解し、家族の承諾があった場合に臓器提供を行う。

【改正後の取扱い】

現行の取扱いと同様でよいか。


② 番号2のみに○がついていた(番号1には○がない)場合

《該当する1. 2. 3. の番号を○で囲んだ上で提供したい臓器を○で囲んで下さい》

1. 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球・その他()

② 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
腎臓・膵臓・眼球・その他()

3. 私は臓器を提供しません。

署名年月日: 平成 16 年 1 月 1 日 

本人署名(自筆): 移植 太郎

家族署名(自筆): _____

(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認のために署名して下さい。)

【現行の取扱い】

脳死後の提供意思は“意思表示なし”と解し、脳死下臓器提供は行っていない。

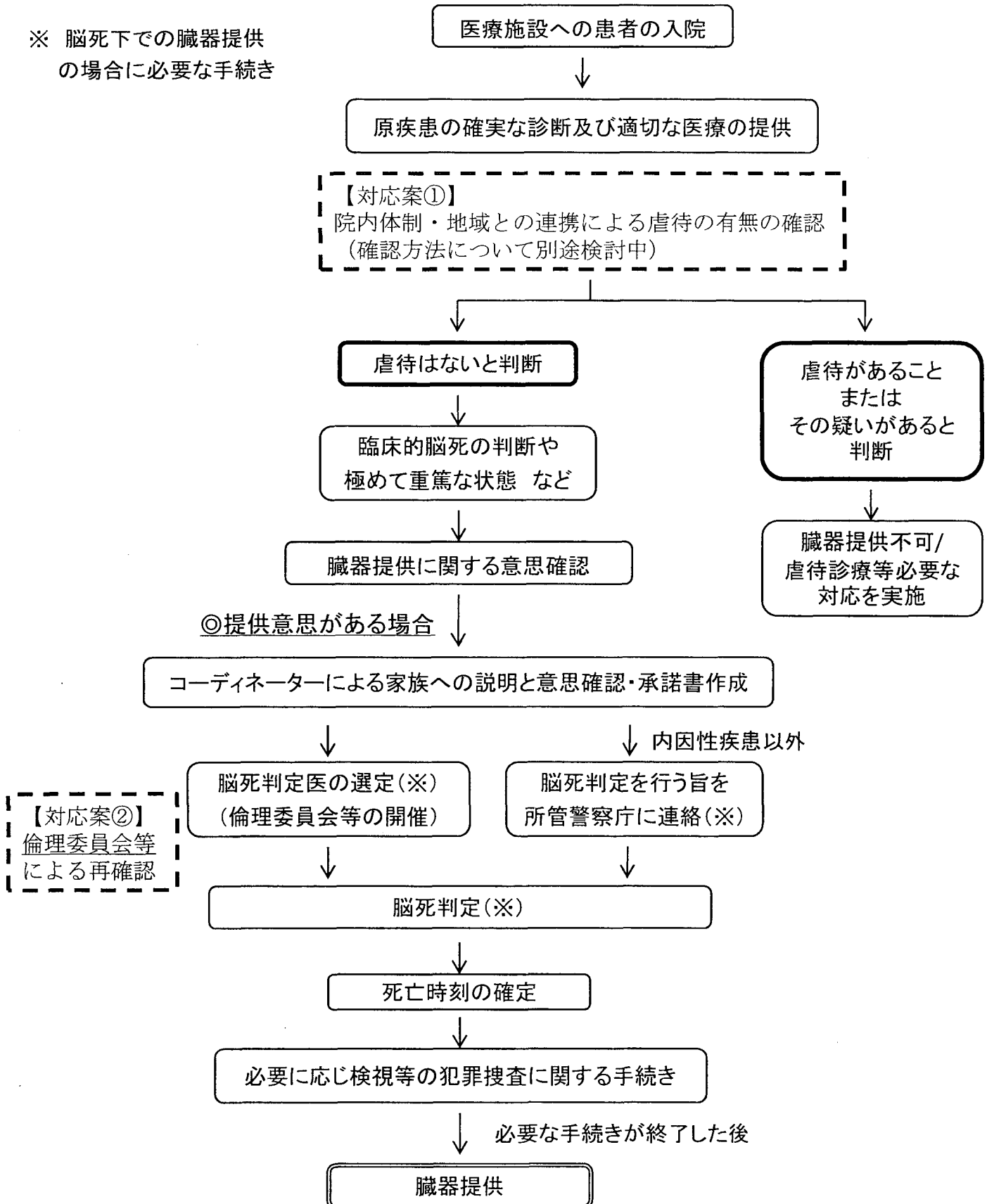
【改正後の取扱い】

1. に○がついていないことを“意思不明”か“拒否の意思表示”か解釈する必要が生じるが、どのように考えるか。

本人の意思表示脳死後の臓器提供が選択可能な状況下で、心停止後の臓器提供のみに○をつけていることから、脳死判定を受けること、またその結果に従うことを“拒否していた”と解することによいか。

臓器移植法に基づく虐待を受けた児童への対応について(案)

※ 脳死下での臓器提供
の場合に必要な手続き



検討課題に関する国会及び審議会での議論の状況について

(検討課題1) 関係

本人（15歳以上の者）の臓器提供の意思が不明の場合に、脳死判定・臓器摘出を行うことを書面により承諾する家族（遺族）の範囲について

- （略）現行法の下では、遺族のオプティンゲインを要求しないにもかかわらずオプティンゲインのような運用がされている。そうだとすると、今回この法律が変わって書面による同意を要求したということになっても、恐らく同じ運用でいくのではないかと思います。

（平成21年9月15日臓器移植委員会 町野委員）

(検討課題2) 関係

小児（15歳未満の者）の場合に、脳死判定・臓器摘出を行うことを書面により承諾する家族（遺族）の範囲について

- （略）提供する方の家族の方の話は二親等であり、喪主がまとめるということをおっしゃっておられたし、ガイドラインにもそう書いてあるのですけれども、対象に子どもが入ったときには、喪主がまとめるというのは非常に危険だろうと思っています。

やはり個人の方々の意見をきちんと聴取しないと、父親に母親が引っ張られて自分の意見が言えないということはかなり多いので、その辺はきちんと考えていかなければいけない範囲かなと思いました。

（平成21年9月15日臓器移植委員会 奥山委員）

(検討課題3) 関係

小児（15歳未満の者）の臓器を提供しない意思の表示について

- （略）現行法においては、民法上の遺言可能年齢を参考に十五歳以上の者の臓器提供に係る意思表示を有効なものとして取り扱うこととされているところであり、この点についてはA案も同様の考え方を取っております。

ただし、十五歳未満の者についても臓器提供を拒否する意思表示はできることとされていることから、子供の年齢に応じたきめ細やかな普及啓発措置が講じられるものと考えております。

子供に関しても、拒否に関しては意思表示は有効というふうに考えておりますので、先生御指摘のように、きめの細やかな普及啓発活動というの
は必要だと考えております。

(平成21年7月7日参议院厚生労働委員会提案者山内康一議員)

(検討課題4) 関係

知的障害者等の臓器提供に関する意思について慎重な判断が必要な方について

- (略) 知的障害者の方々についてのお取扱いについてのガイドライン、これは今後も維持すべきだというふうに思っております。
そして、なぜかといえば、その拒否の思いがあらわれるかもしれないと、しかしその拒否の思いそのものが適切に御本人が表示することができないかもしれないと。こういうことを考えると、私は、現在、知的障害者の方々等の取扱いについて慎重であるというガイドラインは引き続き重要だというふうに思っております。

(平成21年7月9日参议院厚生労働委員会提案者福島豊議員)

(検討課題5) 関係

臓器を提供しない意思を表示していなかったことを確認する手段及び手順について

- (略) 例えば、ノンドナーカードが見つからなかったというようなことがないように、移植ネットワークに拒否の意思表示を登録することができるようにしようと思っております。それは、そこに確認をすれば拒否の意思があることが明確になるわけですから、そうした制度をつくってそれをきちっと周知徹底するというのをやっていくことは、これは実施の上で必要だと思っておりますし、運転免許証あるいは保険証、そういったものに拒否の表示がきちんとできるように、制度上しっかりやってまいりたいと思います。

(平成21年5月27日参议院厚生労働委員会提案者河野太郎議員)

検討課題に係る国会審議の状況について

【小児（15歳未満の者）の意思表示について】

(平成21年7月7日参議院厚生労働委員会)

○南野知恵子議員

(略) 臓器移植法の改正では、本人の意思が不明な場合には家族の代諾を認めておりますけれども、その場合でも、一義的には本人の意思が尊重されるべきであり、その基本は揺るがすべきではないと考えます。

この点、A案が成立すれば、小児から臓器摘出も可能となりますけれども、十五歳未満であっても一律に親の代諾を認めるのではなく、一定の年齢以上であれば本人の意思表示を原則とし、それより小さい子供についても第三者の関与が前提となるなど、子供の年齢に応じたきめ細やかな対応が必要であると考えますが、A案の御提出者の御所見をお伺いいたします。

○衆議院議員（山内康一議員）

臓器提供に係る意思を表示するには、その意思を表示する本人に意思能力、すなわち移植医療や臓器摘出の意義、臓器提供の承諾の効果などを理解した上で主体的に判断する能力が必要とされます。

この能力については、年齢などの形式的な条件を設けない限り、移植医療の現場においてだれがどのようにその能力の有無を判定するのかという問題があり、現行法においては、民法上の遺言可能年齢を参考に十五歳以上の者の臓器提供に係る意思表示を有効なものとして取り扱うこととされているところであります。この点についてはA案も同様の考え方を取っております。

ただし、十五歳未満の者についても臓器提供を拒否する意思表示はできることとされていることから、子供の年齢に応じたきめ細やかな普及啓発措置が講じられるものと考えております。

子供に関しても、拒否に関しては意思表示は有効というふうに考えておりますので、先生御指摘のように、きめの細やかな普及啓発活動というのは必要だと考えております。

【知的障害者等の意思表示について】

(平成21年7月7日参議院厚生労働委員会)

○谷博之議員

(略)それから、次に、先ほど私も冒頭申し上げましたけれども、重度心身障害者とかあるいは難病患者の皆さん方のことについてちょっとお伺いしたいんですが、知的障害とか精神障害とか重度心身障害者、それから例えばALS、それから重症筋無力症等々、こういう重度の障害者やあるいは難病患者の皆さん方は意思表示が非常に難しい、こういう方々がそういう対象だと思っています。こういう方々については、現行法では意思表示ができなかった人として臓器提供者になることはないということを規定しています。そして、衆議院の審議の中でも、脳死は人の死であるということは臓器提供を選択した場合のみとすることがA案提出者からも説明がなされてきているというふうに我々理解しています。

そこで、再度確認したいのですけれども、A案では、知的障害者など意思表示ができなかった人が家族の同意によって脳死が確定し臓器を提供することになってしまうのではないかということについての見解をお聞きしたいと思います。

○衆議院議員（河野太郎議員）

A案は現行法と全く同じでございます。そのことにつきましては、知的障害の方あるいはその他の意思表示ができなかった方につきましては法的脳死判定を見合わせるということになっております。家族の同意によってそういう方々の脳死が確定するということは、法的脳死判定を見合わせる以上起こりません。そこは現行法と全く変えておりません。

○谷博之議員

じゃ、それにさらに関連してお伺いしますけれども、そういう今申し上げたような知的障害、精神障害、重度心身障害者、ALSなどの意思表示の難しい難病患者の皆さん、こういう方々に対して臓器提供を拒否できることをしっかりと詳しく説明する対応や、そして、本人が臓器提供の拒否の意思を示すために必要なコミュニケーション支援をすることが、これある意味では拒否をする場合ですね、そういうことについてしっかりそれはそれとして、A案が成立すると同時にそういう整備をするというかそういう対応をするというのが不可欠のことになってくるのではないかと思います。

そこで、これらについてA案発議者の皆さんは具体的にどのようにそうした対応をされていくべきと考えているのか。つまり、言い換えれば、これは障害者の国連の権利条約というのは批准を目指して今国内の法整備等々を取り組んでいるわけですけれども、そういう批准するという観点からも、こうした方々の臓器提供を拒否する権利は、丁寧にこれは保障されるべきではないのかというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○衆議院議員（河野太郎議員）

知的障害を始めとする意思表示がしにくい方であっても、拒否をされた意思表示は有効でございます。

先生おっしゃるように、こういう方々の権利をきちっと御説明を申し上げるとするのはこれは大変大切なことでございますので、A案では移植医療に関する啓発、知識の普及に必要な施策を講ずるという規定を入れさせていただいておりますので、こういう方が法的脳死判定の対象にならないということをまずきちっと分かるようにしていきたいと思っておりますし、そういう方にも拒否の意思表示ができるんだ、もちろん法的脳死判定の対象になりませんから拒否の必要性がないということもあります、そういう方でもきちっと拒否の意思表示はできるんだということを明確にするためのあらゆる施策を講じてまいりたいと思っております。

○谷博之議員

これ具体的な例としてお話し申し上げますけれども、ALSというさっき申し上げた筋萎縮性側索硬化症という、いわゆる難病中の難病と言われている患者の皆さん方。要するに、その症状が進行すると同時に自分の意思を伝達する手段というのがいよいよ低下してくるといふか衰えてくるという状況になって、最後は目の、目線といいますか、それによって文字盤を使ってその患者さんの意思を確認すると、こういうところまで行くわけですけれども、しかしそれも最終的にはなかなか難しいということになれば、もう意思を伝達するということは非常に不可能になってくるわけですね。

こういう患者さんやあるいはその家族や支援をしている方々の中から、やっぱり一番この部分についての懸念といいますか、そういう心配というか、そういう声が聞こえてくるということでありまして、今御答弁をいただきましたけれども、そういう方々の意思は尊重されるんだと、拒否するなら拒否するという意思は尊重されるんだということでもありますから、これはこれとして是としながらも、そういう非常に大変な状況にあるという方々の立場というものもしっかり踏まえながら、そういう人たちに対する対応をどうする

かを、このA案の成立と同時に、成立すれば整えていかなければいけないんじゃないかなというふうに考えているところです。

もう一度、したがって、今の点について整理してお伺いしたいんですけれども、現行制度が例えばA案に変わると、障害者などの意思表示ができなかった人の取扱いは具体的にどのように変更されていくのか、お答えいただきたいと思います。

○衆議院議員（河野太郎議員）

A案でも現行法とこの分野に関しましては何ら変わるところがございません。障害者などの意思表示ができない方であることが判明した場合には、法的脳死判定は行われることがございません。ガイドラインのこの部分に関する取扱いにつきましては、今後とも維持されるべきだというふうに考えております。

（平成21年7月9日参議院厚生労働委員会議事録）

○小池晃議員

（略）現行法は本人同意が原則だから知的障害者の有効性については検討事項となって、ガイドラインでは除外されてきたわけです。ところが、A案というのは、先日の答弁では、これは現行法と何ら変わらないし、障害者などの意思表示ができない方であることが判明した場合には法的脳死判定は行われないと答弁されているんですけど、しかしそのA案というのは本人の意思表示なくても脳死判定、臓器摘出ができるわけですから、現行法のように障害者に対しては除外するという根拠はこれはなくなるということになるんじゃないですか。

○衆議院議員（福島豊議員）

委員が御指摘ありましたように、一律、脳死を人の死として、前提として脳死判定、臓器提供に行くと、いわゆるオプトアウトという考え方で構成されているというわけではありませんで、これはオプトインの、基本的にその意思表示、これは本人の意思表示か家族の同意かと、こここのところに差があるわけなんですけれども、そういうことを前提としているわけでありまして、ですから、今委員がおっしゃられたように、その本人の意思と関係なくやるのだから、それはこここのところを見直してもいいのではないかということではないというふうに私は思っております。

知的障害者の方々についてのお取扱いについてのガイドライン、これは今後
も維持すべきだというふうに思っております。そして、なぜかといえば、その
拒否の思いがあられるかもしれないと、しかしその拒否の思いそのものが適切
に御本人が表示することができないかもしれないと。こういうことを考えると、
私は、現在、知的障害者の方々等の取扱いについて慎重であるというガイドラ
インは引き続き重要だというふうに思っております。

○小池晃議員

拒否の思いがあるかもしれないと、だから除外するというのであれば、それは障害者だけに限られる話ではなくて、それは障害者でない人も含めてそういう考え方になるんじゃないですか。そうすると、今の説明だとA案の根拠がちょっと私は崩れるような気がするんですが、いかがでしょうか。

○衆議院議員（福島豊議員）

A案の根拠は、私は崩れるとは思っておりませんで、A案にしましても、本人が拒否するという場合には当然これは対象にはならないわけでありまして。本人の意思を大事にするという考え方は前提であるわけでありまして。

そして、知的障害者等の、知的障害のあるの方々についてどうするかと。家族の承諾によって脳死判定や臓器摘出を行うということについて、これは先ほどからも申し上げておりますけれども、当面見合わせるということをガイドラインに明記をすべきであるというふうに考えております。

○小池晃議員

すべきであるという立法者の意思は分かるんですが、除外する根拠が、法的な根拠がA案だとこれはどこにあるんですかと聞いているんです。どこにあるんでしょうか。私は別に、A案支持しているわけでもないですし、除外を外せと言っているわけではないですよ。ただ、除外ということが続けるといふのであれば、それが法律にはどこがそれが根拠になるんですかと聞いているんですが、説明ないように思うんですけど。

○衆議院議員（福島豊議員）

委員は除外をせずに適用すべきであるという意見では恐らくないのだろうというふうに思っておりますけれども、先般の現行法ができたときの議論、そういうことを踏まえれば、私は今申し上げたように引き続き堅持し、そしてまた新たにガイドラインに家族の承諾によって脳死判定や臓器摘出を行うということは差し控えるべきだということを明示すべきだと考えておるわけ

であります。

これは、論理的に整合性があるのかと、こういう御指摘なのかなとも思うわけでありませけれども、論理的な整合性も大事です。しかし、論理的な整合性と同時に、脳死判定また臓器移植ということについてどのように多くの方が受け止めておられるかということ、冷静にといいますか、現実をよくよく受け止めて判断をするということも大切だと思っております。

【臓器を提供しない意思を表示していなかったことの確認について】

(平成21年5月27日衆議院厚生労働委員会)

○木原(誠)議員

(略) もう一言言えば、今、自己決定というのでもA案の中にある、こういうことでありますから、拒否をしていた、ノドナーカードが書いてあった、けれども、亡くなったときにはこれが見つからなかった、ところが家族の同意で提供されてしまった、後で見つかった、こういうことになると、これは法律的には非常に難しい問題を惹起するんだろーと思ひます。つまり、本人は拒否をしているにもかかわらず提供してしまつた、これはもしかしたら殺人罪ということも法理的には起こり得る場面だろーと思ひます。

そういう意味で、A案については特にこの拒否の部分でしっかりとした枠組みが必要だと私は思ひますが、このことが条文上しっかりとあらわれていないなというふうに思ひますね。この点についていかがお考へか、御答弁をいただきたいと思ひます。

○河野(太)議員

条文の中では、提供しない意思がない者というふうになっておりますし、あるいは普及啓発のところ、運転免許証その他に意思を明確にするということを入れてございますので、そのところについてはきちっと条文上表示がされていると思ひております。

それ以外にも、これを実際に施行する段階においてはきちっとした体制をつくっていくというのは御指摘のとおりでございます。

例えば、ノドナーカードが見つからなかったというようなことがないように、移植ネットワークに拒否の意思表示を登録することができるようにしようと思ひております。それは、そこに確認をすれば拒否の意思があることが明確になるわけでございますから、そうした制度をつくってそれをきちっと周知徹底するというをやっていくことは、これは実施の上で必要だと思ひておりますし、運転免許証あるいは保険証、そういったものに拒否の表示がきちんできるように、制度上しっかりとやってまいりたいと思ひます。



健臓発第 1224001 号

平成 16 年 12 月 24 日

(社) 日本臓器移植ネットワーク理事長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課
臓器移植対策室長



臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱いについて

厚生労働行政の推進につきましては、日頃より御指導・御協力賜り、厚く御礼申し上げます。

臓器提供意思表示カード（以下「カード」という。）の記載不備事例の取扱いについて、臓器提供意思表示カードに関する作業班（以下「作業班」という。）において検討がなされ、厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会（以下「委員会」という。）において、作業班からの報告が了承されました。

委員会における了承を踏まえ、今般、記載不備のあるカードの取扱いについては、「臓器の移植に関する法律」（平成 9 年法律第 104 号）の趣旨に基づき、別添「臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱いについて」のとおりとしますので、貴職におかれては、手続きに遺漏のないよう、よろしくお取り計らい願います。

臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱いについて

1 はじめに

平成9年10月16日の「臓器の移植に関する法律」(平成9年法律第104号。以下「臓器移植法」という。)施行以降平成16年6月末までに、(社)日本臓器移植ネットワークに臓器提供意思表示カード(以下「カード」という。)を所持していたと情報提供された820件のうち、記載内容に不備があった事例は105件(12.8%)となっている。

これまで、カードの記載内容に不備があった事例は、臓器を提供する意思又は脳死判定に従う意思表示が明確でない等の理由から、法律の要件を満たしていないものとして取り扱ってきた。そのため、確かにカードを携帯しており、本人が生前に臓器を提供したいという意思を持っていたと家族等が証言しているにもかかわらず、カードの記載事項の一部に不備があることにより、本人の書面による意思表示とは認められなかった事例も存在する。

こうしたことから、今般、臓器移植法の趣旨等を踏まえ、これまでの記載不備事例の取扱いを見直すこととした。

2 臓器移植法の解釈とその運用

- ・ 臓器移植法においては、基本的理念として、臓器提供に関する意思は尊重されなければならない、臓器の提供は任意にされたものでなければならないと規定しており(同法第2条第1項及び第2項)、臓器の摘出については、本人が生存中に臓器を提供する意思及び脳死判定に従う意思を書面により表示していることを要件としている(同法第6条第1項及び第3項)。
- ・ これらの意思を表示する書面については、本人が独自に作成することは可能であるが、実際にはそれを法の求めるところに適うものとして作成することは困難なことから、厚生労働省及び(社)日本臓器移植ネットワー

クにより、カード（又は臓器提供意思表示シール）が作成され、頒布されている。

- ・ この「書面」とは、法的には、本人の「臓器を提供する意思」の有無だけではなく、「脳死判定に従う意思」のそれも確認できるものでなければならず、また、本人の署名が存在しなければならない。さらに、実務上、提供したい臓器の種類及び署名年月日の記載も必要とされている。

（別紙 1 参照）

3 新しい取扱いについて

現行のカード様式に係るカードの記載不備事例のこれまでの取扱いを見直し、臓器移植法の趣旨等に基づき、カードの記載事項の一部に不備があっても、当該カードのその他の記載内容等から、本人の署名があり、かつ、本人の「臓器を提供する意思」及び「脳死判定に従う意思」が確認できるものについては、法の求めている書面による意思表示が存在するものとして取り扱うこととする。また、本人の意思を正確に確認するため、カードの記載とあわせて、家族の陳述など他の資料も考慮する。

具体的な取扱いについては、次のとおりである。

（1）カードの番号の記載に不備がある事例

- ① カードの番号 1 に○がなく、提供したい臓器が○で囲まれている場合については、提供したい臓器を○で囲んでいること等から、脳死判定に従い、脳死後に臓器を提供するという前提のもとで、提供したい臓器が明確に示されていると考えられることから、脳死判定に従う意思及び臓器提供を行う意思是表示されていると判断する。

（別紙 2（1）①）

② カードの番号1に○がなく、提供したい臓器も○で囲まれていないが、番号1の「その他」の括弧内に「全部」又は「全臓器提供」と記載されている場合については、番号1に○はなく、提供したい臓器も○で囲まれていないが、番号1の「その他」の括弧内に「全部」又は「全臓器提供」と記載されていること等から、脳死判定に従う意思及び臓器提供を行う意思は表示されていると判断する。

(別紙2(1)②)

③ カードの番号1に○があり、提供したい臓器が○で囲まれている場合であって、カードの番号3に○と×の両方を記載していた場合については、番号1に○があり、提供したい臓器が明確に表示されていること等から、番号3に○と×の両方が記載されていることについては、「番号3に○を付けたものの間違いに気づき×を付けた」と考えることが社会通念に照らして適当であり、脳死判定に従う意思及び臓器を提供する意思が表示されていると判断する。

(別紙2(1)③)

(2) 提供したい臓器の記載に不備がある事例

① カードの番号1に○があり、提供したい臓器が○で囲まれていない場合については、脳死判定に従う意思及び臓器を提供する意思は明確に表示されており、提供したい臓器の種類は、番号1に○を付けていること等から、当該欄に記載されている臓器(心臓、肺、肝臓、腎臓、膵臓、小腸、眼球)と判断する。

(別紙2(2)①)

(3) 本人署名の記載に不備がある事例

- ① 本人署名がない場合については、臓器移植法で要求する書面とは認められないことから、従来通り、有効ではないものとする。

(別紙2(3)①)

- ② カードの本人署名と家族署名の記載欄を書き間違え、逆に記載した場合については、一律に書面の有効性が確認できないと判断せず、署名した家族を含め他者の証言により本人の意思表示であることが明らかかな場合には、本人の署名があるものとし、書面の有効性が確認できるものとして取り扱う。

(別紙2(3)②)

(4) 署名年月日の記載に不備がある事例

- ① 署名年月日に不備がある場合及び署名年月日の記載がない場合については、カードの発行日以降にカードの記載が行われたことは自明であるので、一律に無効とするのではなく、カードの発行日以降に記載されたものとして取り扱う。また、本人が、法律施行日前の日付が記載されたカードを法律施行日以降も所持していることから、法律施行日以降も当該カードの記載内容の意思を有していたとして取り扱う。

(別紙2(4)①)

○臓器の移植に関する法律（平成9年法律第109号）（抄）

（基本的理念）

第2条 死亡した者が生存中に有していた自己の臓器の移植術に使用されるための提供に関する意思は、尊重されなければならない。

2 移植術に使用されるための臓器の提供は、任意にされたものでなければならない。

（第3項及び第4項 略）

（臓器の摘出）

第6条 医師は、死亡した者が生存中に臓器を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合であって、その旨の告知を受けた遺族が当該臓器の摘出を拒まないとき又は遺族がないときは、この法律に基づき、移植術に使用されるための臓器を、死体（脳死した者の身体を含む。以下同じ。）から摘出することができる。

（第2項 略）

3 臓器の摘出に係る前項の判定は、当該者が第1項に規定する意思の表示に併せて前項による判定に従う意思を書面により表示している場合であって、その旨の告知を受けたその者の家族が当該判定を拒まないとき又は家族がないときに限り、行うことができる。

（第4～6項 略）

(1) カードの番号の記載に不備がある事例

① カードの番号1に○がなく、提供したい臓器が○で囲まれている場合

↓
 (該当する1, 2, 3の番号を○で囲んだ上で
 提供したい臓器を○で囲んで下さい)

1. 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)
心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球・その他()

2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)
 腎臓・膵臓・眼球・その他()

3. 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 2004年 1 月 1 日
 本人署名(自筆): 移植 太郎
 家族署名(自筆): _____
(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認のために署名して下さい。)

② カードの番号1に○がなく、提供したい臓器も○で囲まれていないが、番号1の「その他」の括弧内に「全部」又は「全臓器提供」と記載されている場合

↓
 (該当する1, 2, 3の番号を○で囲んだ上で
 提供したい臓器を○で囲んで下さい)

1. 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)
 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球・その他(全部)

2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)
 腎臓・膵臓・眼球・その他()

3. 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 2004年 1 月 1 日
 本人署名(自筆): 移植 太郎
 家族署名(自筆): _____
(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認のために署名して下さい。)

↓
 (該当する1, 2, 3の番号を○で囲んだ上で
 提供したい臓器を○で囲んで下さい)

1. 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)
 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球・その他(全臓器)

2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)
 腎臓・膵臓・眼球・その他()

3. 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 2004年 1 月 1 日
 本人署名(自筆): 移植 太郎
 家族署名(自筆): _____
(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認のために署名して下さい。)

③ カードの番号1に○があり、提供したい臓器が○で囲まれている場合であって、カードの番号3に○と×の両方を記載していた場合

↓
 (該当する1, 2, 3の番号を○で囲んだ上で
 提供したい臓器を○で囲んで下さい)

① 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)
心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球・その他()

2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)
 腎臓・膵臓・眼球・その他()

3. 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 2004年 1 月 1 日
 本人署名(自筆): 移植 太郎
 家族署名(自筆): _____
(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認のために署名して下さい。)

(2) 提供したい臓器の記載に不備がある事例

① カードの番号1に○があり、提供したい臓器が○で囲まれていない場合

↓
 (該当する1, 2, 3の番号を○で囲んだ上で
 提供したい臓器を○で囲んで下さい)

① 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)
 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球・その他()

2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)
 腎臓・膵臓・眼球・その他()

3. 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 2004年 1 月 1 日
 本人署名(自筆): 移植 太郎
 家族署名(自筆): _____
(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認のために署名して下さい。)

(3) 本人署名の記載に不備がある事例

① 本人署名がない場合

《該当する1.2.3.の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい》

① 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。(×をつけた臓器は提供しません)
心臓 肺 肝臓 腎臓 脾臓 小腸 眼球 その他()

2 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。(×をつけた臓器は提供しません)
 腎臓・脾臓・眼球・その他()

3 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 2004年 4月 1日

本人署名(自筆): _____

家族署名(自筆): _____

(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名して下さい)

② カードの本人署名と家族署名の記載欄を書き間違え、逆に記載した場合

《該当する1.2.3.の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい》

① 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。(×をつけた臓器は提供しません)
心臓 肺 肝臓 腎臓 脾臓 小腸 眼球 その他()

2 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。(×をつけた臓器は提供しません)
 腎臓・脾臓・眼球・その他()

3 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 2004年 1月 1日

本人署名(自筆): 移 植 花 子

家族署名(自筆): 移 植 太 郎

(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名して下さい)

(4) 署名年月日の記載に不備がある事例

① 署名年月日に不備がある場合及び署名年月日の記載がない場合

《該当する1.2.3.の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい》

① 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。(×をつけた臓器は提供しません)
心臓 肺 肝臓 腎臓 脾臓 小腸 眼球 その他()

2 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。(×をつけた臓器は提供しません)
 腎臓・脾臓・眼球・その他()

3 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 1996年 1月 1日

本人署名(自筆): 移 植 太 郎

家族署名(自筆): _____

(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名して下さい)

《該当する1.2.3.の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい》

① 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。(×をつけた臓器は提供しません)
心臓 肺 肝臓 腎臓 脾臓 小腸 眼球 その他()

2 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。(×をつけた臓器は提供しません)
 腎臓・脾臓・眼球・その他()

3 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 1970年 1月 1日

本人署名(自筆): 移 植 太 郎

家族署名(自筆): _____

(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名して下さい)

《該当する1.2.3.の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい》

① 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。(×をつけた臓器は提供しません)
心臓 肺 肝臓 腎臓 脾臓 小腸 眼球 その他()

2 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。(×をつけた臓器は提供しません)
 腎臓・脾臓・眼球・その他()

3 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: _____年 _____月 _____日

本人署名(自筆): 移 植 太 郎

家族署名(自筆): _____

(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名して下さい)